

防衛大学校達第5号

航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第13条及び航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第28条の規定に基づき、防衛大学校における航空機の使用等に関する達を次のように定める。

昭和53年7月14日

防衛大学校長 猪木 正道

航空機の使用等に関する達

改正 昭和57年7月26日防衛大学校達第3号 平成元年4月20日防衛大学校達第8号  
平成12年2月1日防衛大学校達第1号 平成19年8月29日防衛大学校達第12号

（趣旨）

**第1条** この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）における航空機の使用、搭乗及び運航（以下「使用等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）航空機 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する航空機のうち、大学校の使用する飛行機及び滑空機をいう。

（2）職員等 大学校の職員及び研究科学生をいう。

（航空機の使用）

**第3条** 航空機は、次の各号の一に該当する場合に使用することができる。

（1）本科学生に対する整備教育

（2）校友会活動のための滑空機の飛行

（3）整備

（4）その他学校長が特に必要と認めた場合

（使用責任者）

**第4条** 航空機を使用する場合の使用責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）本科学生に対する整備教育

訓練主任教官

（2）校友会活動のための滑空機の飛行

校友会グライダー部長

（3）整備

訓練課航空機係長

(4) その他学校長が特に必要と認めた場合 申請者  
(使用手続)

**第5条** 使用責任者は、航空機を使用する場合には、翌月の使用計画（様式第1）を毎月20日までに訓練課長に提出するものとする。

(飛行監督者)

**第6条** 使用責任者は、滑空機を飛行させる場合には、自ら飛行監督者となり、飛行を監督しなければならない。ただし、自ら飛行監督を実施できない場合には、代理者を指定するものとする。

2 飛行監督者は、第7条に規定する滑空指導員・助手及び第8条に規定する搭乗者並びに飛行支援要員等を指揮し、飛行の可否の決定、使用滑走路の指定、搭乗者の指名、飛行課目の選定、出発の統制等を実施するものとする。

(滑空指導員等)

**第7条** 学校長は、滑空機の操縦練習を監督するため、次の各号に掲げる者のうちから滑空指導員（以下「指導員」という。）を指名又は委嘱する。

(1) 法第34条に規定する滑空機に係る操縦教育証明を有する者

(2) 航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第6条第4号の規定に基づき、防衛大臣の承認を得た部外者

2 学校長は、前項第2号に規定する部外者には、1年の期限を定めて委嘱証（様式第2）を発行する。

3 指導員は、法第24条に規定する滑空機の操縦に係る技能証明を有する者のうちから適当と認めるものを、助手に指定することができる。

(搭乗)

**第8条** 使用責任者又は飛行監督者は、職務上必要がある場合には、滑空機に搭乗することができる。

2 使用責任者は、次の各号の一に該当する者を滑空機に乗り組ませることができる。

(1) 前条に規定する指導員及び助手

(2) 法第35条第4項に規定する滑空機操縦練習許可証の交付を受けた者（以下「練習生」という。）

(3) 法第24条に規定する滑空機の操縦に係る技能証明を有する者

(4) 中級滑空機以下の場合、使用責任者が特に必要と認めた者

3 使用責任者は、学校長が特に必要と認めた者を、滑空機に同乗させることができる。

(機長)

**第9条** 使用責任者は、滑空機を出発させる場合には、次の各号に定めるところにより機長を命ずるものとする。

(1) 搭乗者が1人の場合 当該搭乗者

(2) 搭乗者が2人の場合 原則として前席搭乗者、ただし、指導員等が搭乗している場合は当該指導員等

(確認飛行)

**第10条** 滑空機の飛行を実施する日の第1回飛行（組立後の第1回飛行を含む。）は、当該滑空機の性能及びえい航用ウインチの状況等を確認するための飛行（以下「確認飛行」という。）とする。

2 確認飛行は、指導員又は助手が乗り組んで実施するものとする。

(試験飛行)

**第11条** 滑空機の試験飛行は、指導員又は助手が乗り組んで実施するものとする。

(操縦練習飛行)

**第12条** 滑空機の操縦練習飛行は、指導員の直接指導のもとに実施しなければならない。

(単独飛行)

**第13条** 滑空機の単独飛行は、別表第1の基準に該当し、かつ、飛行監督者が許可した場合でなければ実施してはならない。

(飛行空域等)

**第14条** 滑空機の飛行は、離陸場所から半径5キロメートル以内高度、2,000メートル以下の空域内で実施するものとする。ただし、飛行監督者及び指導員が特に必要と認めた滑しよう飛行を行う場合には、この限りではない。

2 滑空機は、緊急やむを得ない場合を除き、離陸場所以外に着陸してはならない。

(飛行の制限)

**第15条** 滑空機は、雲中飛行、編隊飛行及び夜間飛行を実施してはならない。

2 操縦者は、やむを得ない場合のほか、人家・学校等の上空を高度100メートル以下で旋回してはならない。

3 曲技飛行は、法第91条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる場合を除き実施してはならない。

(1) 飛行監督者が操縦練習上特に必要と認め、かつ、指導員が同乗している場合

(2) 法定試験受験のため、飛行監督者が特に必要と認める職員等又は練習生が飛行する場合

(気象制限)

**第16条** 滑空機の飛行訓練は、別表第2に定める気象条件以内でなければ実施してはならない。

(異常事態)

**第 17 条** 機長は、次の各号に掲げる異常な事態が発生した場合には、速やかに着陸し、もしくは離陸を中止し、飛行監督者に報告しなければならない。

(1) ウインチえい航索の切断

(2) 機体の破損

(3) 異常気象

(4) 他の航空機が使用中の滑走路からの離陸もしくはその中止または他の航空機が使用中の滑走路への離陸もしくはその試み

ただし、この場合における滑走路とは、複数の滑走路帯を有する滑空機の離着陸場にあつては、一つの滑走路帯を見なすものとする。

(5) その他の異常事態

2 飛行監督者は、前項第 4 号に規定する事態（以下、「重大インシデント」という。）に係わる報告を受けた場合、ただちにその内容を重大インシデント報告書（様式第 3）により訓練課長を通じ、学校長に報告するものとする。

3 飛行監督者は、異常事態に対する原因が判明し、その対策が講じられない間は、飛行を再開してはならない。

(飛行規律)

**第 18 条** 操縦者は、定められた滑空機の飛行課目の範囲を、理由なく逸脱してはならない。

(禁止事項)

**第 19 条** 滑空機からの物件投下、落下傘による降下及び滑空機による物件のえい航並びに爆発物等の輸送は実施してはならない。

(安全ベルトの着用)

**第 20 条** 滑空機の搭乗者は、搭乗の間安全ベルトを着用しなければならない。ただし、地上において停止して行う操舵及び整備の場合はこの限りでない。

(無線機)

**第 21 条** 滑空機を運航する場合には、地上と交信できる携帯用無線機を搭載しなければならない。

(記録)

**第 22 条** 訓練課長は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、航空機の使用等の状況を記録するものとする。

(1) 滑空機飛行記録 (様式第 4)

(2) 滑空機整備記録 (様式第 5)

(3) 飛行機整備記録 (様式第 6)

(4) 飛行機試運転記録 (様式第 7)

(5) 航空機使用状況 (様式第 8)

(6) 飛行機用燃料消費状況 (様式第9)

- 2 使用責任者は、航空機を使用した場合には、前項に規定する関係簿冊に、その都度所要事項を記入し、訓練課長に提出しなければならない。

(事故発生時の処置等)

**第23条** 航空機を使用中、天災その他により、人員を死傷又は航空機を滅失・き損した場合には、安全管理に関する達(昭和46年防衛大学校達第4号)第12条、第13条及び第14条に規定する処置等をとるものとする。

(委任規定)

**第24条** この達に定めるもののほか、滑空機の運航に関し必要な事項は、訓練部長が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和53年7月14日から施行する。
- 2 安全管理に関する達(昭和46年防衛大学校達第4号)第13条中「関係部長及び総務課長」を「関係部長及び課長」に改め、附則第2項中「及び航空機の管理及び使用に関する達(昭和36年防衛大学校達第7号)第17条」を削る。

**附 則** (昭和57年7月26日防衛大学校達第3号)

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

**附 則** (平成元年4月20日防衛大学校達第8号)

- 1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。
- 2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の使用書類は、当分の間、訂正して使用することができる。

**附 則** (平成12年2月1日防衛大学校達第1号)

この達は、平成12年2月1日から施行する。

**附 則** (平成19年8月29日防衛大学校達第12号)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

滑空機単独飛行許可基準

区分	単独飛行経験	単独飛行許可条件	気象条件			
			視程	雲高	正対風	横風
A-1	なし	1 1名(A-1の場合は2名)以上の指導員のチェックに合格すること。 2 チェックに引続き実施すること。	5,000m以上	500m以上	5m/秒以下	2m/秒以下
A-2	当該機種なし	3 緊急時の処置訓練を実施しており確実に操作ができること。 4 安全、かつ、確実に離着陸操作ができること。				
B	1~5回 当該機種 1~2回	同乗飛行に引続き実施すること。				
C	6~19回 当該機種 3~9回	1 1週間以内に単独飛行を安全に実施していること。 2 上記以外の場合、同乗飛行に引続き実施すること。	5,000m以上	400m以上	8m/秒以下	3m/秒以下
D	20回以上 当該機種 10回以上	1 2週間以内に単独飛行を安全に実施していること。 2 上記以外の場合、同乗飛行に引続き実施すること。				

注:同乗飛行とは、指導員又は助手が同一機に乗り組んで行う飛行をいう。

別表第2(第16条関係)

滑空機飛行訓練実施気象条件

項目	雲高	視程	風速			
			機種	正対風	横風成分	ガスト(突風)
内容	最低離脱高度 +150m以上	3,000m 以上	中級機	10m/秒 以下	5m/秒 以下	5m以下
			上級機	15m/秒 以下	7m/秒 以下	7m以下

様式第1(第5条関係)

訓練課長	課長補佐	訓練係	航空機係	関係課

航空機使用計画書

平成 年 月 日

使用責任者	所属	官職	氏名
			⑩
目的			
機種・機数			
年月日			
場所			
使用者			
使用方法			
安全処置			
その他			

様式第2(第7条関係)

防衛大学校滑空指導員委嘱証					
殿					
貴殿を、下記の期間滑空指導員に委嘱する。					
期間	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日
平成	年	月	日		
防衛大学校長					印

9センチメートル

6.5センチ  
メートル

様式第3 (第17条関係)

重大インシデント報告書

1 発生年月日・時刻：	Local UTC
2 発生場所/気象状態：	/ IMC ・ VMC
3 自機について	
(1) 無線呼出符号：	
(2) 登録記号：	
(3) 形式：	
(4) 所属：	
(5) 機長氏名(所属・階級等)：	( / )
(6) 離着陸の別：	離陸 ・ 着陸
(7) 飛行形態：	IFR ・ VFR
(8) 飛行目的：	
(9) 出発地/目的地：	出発地： _____ / 目的地： _____
(10) 搭乗者：	乗員： _____ 名 / 乗客： _____ 名
4 相手機について	
(1) 国籍：	
(2) 無線呼出符号：	
(3) 登録記号：	
(4) 形式：	
(5) 離着陸の別：	離陸 ・ 着陸
(6) 飛行形態：	IFR ・ VFR
5 概要：	
6 その他参考事項：	
7 報告者(機長等)：	
所属：	階級等：
氏名：	



様式第5(第22条関係)

滑空機整備記録

年月日		飛行課目				機種・形式		機番		航空機係	
本日の状況		飛行承認(飛行監督者又は整備幹部)				次期定期整備予定		リース <sup>レ</sup> (G/T)		リース <sup>レ</sup> (A/T)	
1	4	1	4		種類		取付年月日		取付年月日		
2	5	2	5		ヶ月		取付時発航回数		取付時発航回数		
3	6	3	6		年次		リース <sup>レ</sup> 使用可能発航数：2000回				
航空機時間及び諸元				リース使用回数				その他の諸元			
	飛行時間	発航回数		G/T(ウインチ)	A/T(航空機)						
前回迄											
本日											
合計											
記号	操縦士及び整備等の記事				処置				署名		



様式第7(第22条関係)

飛行機試運転記録

平成 年 月 日

実施者

機番号		燃 料 量	左	1/4・2/4・3/4・F		
起動時間			右	1/4・2/4・3/4・F		
停止時間		油 圧	左	P S I		
オイル量	コート		右	P S I		
大気温度 °C						
暖 機 運 転 (1,200~1,500)						
エンジン計器の指示	良・否	燃料切換弁作動	良・否			
ロードメーターの指示 (0.1~0.3)	良・否	点火SW接地点検	良・否			
バージバルブを押せ (3~5秒)	I N H C	異音・異臭の有無	有・無			
機 能 運 転 (油温 40°C以上を確認 筒温 150°C以上を確認)						
ミックスチャー点検 1,700 (許容+20~-50)	R P M	ミックスチャー点検 2,000 (許容-10~-150)	R P M			
ガバナー点検 1,800 (許容1,600~1,650)	P S I	油圧(40°C) 2,000-60 以上 600~700-30	P S I P S I			
燃 圧 (1,700R P M-12P S I)	R P M	キャブヒーター点検 (許容-50~-80) 2,000				
マグネトウ切換 (許容-75) 2,000	左	R P M	加減速点検 2,000まで			R P M
	右	R P M				
	吸入圧力	回 転	筒 温	油 温	油 圧	燃 圧
緩 速( 600~700)						
暖 機(1,500 )						
最大(2,450~2,600)						
所見:						

注:ミックスチャー点検 油温 40~50°C、筒温 170~180°Cの間で実施

様式第8(第22条関係)

航空機使用状況

平成 年 月分

飛行機使用時間						
機番号 項目 区分	前月迄の 使用時間	月 間 使用時間	O/H 後の 使用時間	前月迄の 使用時間	月 間 使用時間	O/H 後の 使用時間

滑空機使用時間及び離着陸回数								
項目 機番号	前月迄の 使用時間 /回数	月 間 使用時間 /回数	O/H 後の 使用時間 /回数	製造後の 使用時間 /回数	使用 目的	使用 場所	現状	保管 場所

様式第9(第22条関係)

飛行機用燃料消費状況

平成 年 月分

項目 機番号	受 入 量	前期末残量	当月消費量	当月末残量
号	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
号			ℓ	